

〈表-1〉[法定資格者が点検をしなければならない防火対象物及び点検報告期間]

防火対象物の別		点検の対象	点検報告期間			
		施行令第36条2項	規則第31条の6			
(1)	イ	劇場、映画館、演芸場、観覧場	1,000㎡以上	1年に1回		
	ロ	公会堂、集会場				
(2)	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等				
	ロ	遊技場、ダンスホール				
	ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗				
(3)	イ	待合、料理店等				
	ロ	飲食店				
(4)		百貨店、マーケット、展示場				
(5)	イ	旅館、ホテル、宿泊所			※1,000㎡以上	3年に1回
	ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅				
(6)	イ	病院、診療所又は助産所			1,000㎡以上	1年に1回
	ロ	老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(※1)等				
	ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(※2)等				
	ニ	幼稚園又は特別支援学校				
(7)		小中学校、高校、大学等			※1,000㎡以上	3年に1回
(8)		図書館、博物館、美術館等				
(9)	イ	蒸気浴場、熱気浴場等	1,000㎡以上	1年に1回		
	ロ	上記以外の公衆浴場				
(10)		停車場、船舶航空機発着場	※1,000㎡以上	3年に1回		
(11)		神社、寺院、教会等				
(12)	イ	工場、作業所				
	ロ	映画スタジオ、テレビスタジオ				
(13)	イ	自動車庫、駐車場				
	ロ	飛行機、回転翼航空機の格納庫				
(14)		倉庫				
(15)		前各項に該当しない事業所				
(16)	イ	特定複合用途防火対象物	1,000㎡以上	1年に1回		
	ロ	上記以外の複合用途消防対象物	※1,000㎡以上	3年に1回		
(16)の(2)		地下街	1,000㎡以上	1年に1回		
(16)の(3)		準地下街				
(17)		重要文化財等の建造物	※1,000㎡以上	3年に1回		
(18)		延長50メートル以上のアーケード				
		特定一階段等防火対象物	全部	1年に1回		

※ 消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認め指定するもの。 の色つきは、特定防火対象物をいう。

※1 避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。 ※2 040ページ欄外(防火対象物の別)六項ロ(1)に掲げるものを除く